

南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 事業目的

本業務は、市内観光施設・イベントなどの情報発信による観光客の増加及びインバウンド需要に対応するため、観光ガイドブック作成に向けた企画、取材（撮影）、デザイン・編集を行い、観光スポット、飲食店、宿泊施設等、市内観光情報が一体的に掲載された総合的な観光ガイドブックを制作することを目的とする。

2 事業概要

(1) 業務名

南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託

(2) 業務内容

別紙「南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）によるものとする。ただし、契約時において受注者の提案内容により一部を変更する場合もある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4) 予算概要

委託契約上限額：5,584,700円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 担当部署（各種資料の提出先及び問い合わせ先）

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市役所商工観光部観光移住課観光係（北庁舎1階）

TEL：0244-24-5263 FAX：0244-23-7420

E-mail：kankoiju@city.minamisoma.lg.jp

3 事業スケジュール・事務手順

受託事業者の選定までの実施手順（概要）は、以下のとおり。

年月日	事務手順
令和8年4月13日（月）	プロポーザル募集要項の公示 参加申込書・質問書・企画提案書受付開始
令和8年4月27日（月）午後5時まで	参加申込書・質問書提出期限
令和8年4月30日（木）午後5時まで	質問に対する回答期限
令和8年5月11日（月）午後5時まで	企画提案書提出期限
令和8年5月15日（金）	プロポーザル審査委員会 （審査・最優秀提案事業者選定）
令和8年5月下旬	最終審査結果通知

※上記スケジュールは、状況により変更する可能性がある。

4 選定方法

本業務は、公募型プロポーザル方式によって受託事業者を選定する。

5 公募条件（プロポーザル参加資格要件）

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とし、本提案に基づく業務内容を適切かつ確実に遂行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有する法人であることとする。

- (1) 令和7・8年度南相馬市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) (1) の名簿に登録されていない者については、入札参加資格審査申請をし、参加申込書の受付期限の前日までに受理を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 南相馬市有資格者に対する指名停止に関する要綱（平成18年告示第4号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (8) 本公告に示した業務を確実に履行できる者であること。

6 応募期間・申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年4月27日（月）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵便の場合は、当日消印有効）

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利用し、「南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託プロポーザル申込書在中」と明記すること。

なお、郵送で提出した場合は、令和8年4月27日（月）午後5時までに事務局に連絡すること。

(3) 提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 受注業務実績書（様式第3号）
- ④ 地方税（法人事業税）の完納証明書
※写し可。証明書発行日は提出前3か月以内のもの。
※南相馬市で課税されていない場合は不要。
- ⑤ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書（その3の3）
※写し可。証明書発行日は提出前3か月以内のもの。
- ⑥ 南相馬市入札参加資格審査申請書受理票（写し）

(4) 参加資格結果通知

参加資格の審査の結果は、申込書に記載された連絡先に、電子または書面により通知する。

7 質疑応答

仕様書等に関する質問事項については、質問書（様式第4号）により、担当部署宛にメールで提出すること。

(1) 様式

質問書（様式第4号）を使用のこと。

(2) 照会方法

本要項2（5）に記載の提出先に、電子メールで提出後、電話で連絡の上、電子メールの到達を確認すること。

(3) 照会期限

令和8年4月27日（月）午後5時まで

(4) 回答方法

市公式ウェブサイトの本件プロポーザルのページで回答。

(5) その他

審査委員の役職・氏名に関する質問、他の参加者に関する質問については、一切応じないものとする。

8 企画提案書等の提出

参加の応募を行った事業者は、次にあげる書類を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年5月11日（月）午後5時まで

(2) 提出先

南相馬市役所商工観光部観光移住課観光係

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着）

※郵送の場合は、書留もしくはレターパックなど送付状況が確認できるものを利

用し、「南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託プロポーザル企画提案書在中」と明記すること。

(4) 提出部数

紙媒体 6 部（正本 1 部、副本 5 部）、提出書類一式の電子データ（PDF 形式）

(5) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

ア 提案書には表紙をつけ、日本工業規格 A 4 横型（一部 A 3 版資料折込使用可）、上綴じとし、目次及び頁番号をつけて提出すること。（カラー印刷・白黒印刷の別は問わない）。

イ 提案書の本文の文字の大きさは 12 ポイントとすること。

ウ 仕様書の要件を満たし、かつ、「9 審査方法・審査基準」により評価が可能な内容を記載すること。

エ 企画提案書は、審査資料として使用するだけでなく、業務請負に際して仕様書に加える仕様とみなすこととするため、実際の業務請負時に大きな変更・修正等が生じない内容とすること。

オ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うこと。

カ 提案書は 1 者につき 1 案とする。

② 見積書（任意様式）

消費税及び地方消費税込（消費税額を別途見積書に表示）にて作成すること。

9 審査方法・審査基準

審査は、南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会は、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、最高得点を得たものを業務委託契約の締結協議の最優秀提案事業者（以下「受託候補者」という。）として選定する。

ただし、合計得点が満点の 6 割（100 点の場合 60 点）以上の者であることを条件とし、提案された事業者が 1 者のみの場合も同様の方法を適用する。プレゼンテーションによる審査は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

企画提案書をもとに、プレゼンテーション（提案者による企画提案書の説明）及びヒアリング（審査委員会からの質疑等）を実施する。

(2) プレゼンテーション実施概要

① 実施日

令和 8 年 5 月 15 日（金）

② 場所

南相馬市役所北庁舎 2階 会議室 2

③ 内容

企画提案書に基づく説明及び審査委員による質疑

④ 時間配分

1 提案者につき 30 分以内を予定する。

(プレゼンテーション 20 分、質疑 10 分)

⑤ その他

ア 合計得点が最も高い事業者が複数ある場合は、原則として委員の表決（過半数の賛成）により候補者を決定する。なお、委員の表決が同数の場合は、委員長が候補者を決定する。

イ 事業者が 1 者の場合でもプレゼンテーションを実施するものとする。

ウ プレゼンテーションは、非公開とする。

(3) 審査基準

提出された企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリング審査に基づき、審査委員会において、次の審査項目等により総合的に審査する。

・ 審査項目

ア 業務遂行能力等

評価項目	審査内容
業務体制ー1	・ 連携先事業者も含め、業務を実施する上で十分な人員が示され、役割分担が明確であるか ・ 配置予定技術者は十分な業務能力、実績を有しているか
業務体制ー2	・ 定期的な打合わせのほか、本市内外各関係機関との調整のため、求めに応じ、遠隔ではなく随時本市来訪が可能な体制となっているか
スケジュール	・ 準備段階を含めたタスク管理が適切に行われ、業務の確実な履行が期待できるスケジュールとなっているか
業務実績	・ 地方公共団体等における本業務と類似の受注実績があるか
市内事業者への加点	・ 事業所所在地が市内に存在しているか。

イ 企画提案内容

評価項目	審査内容
実施方針 (業務理解)	・ 本事業の目的や業務内容を理解した意欲的な提案となっているか
デザイン・編集 企画内容	・ 一目で「南相馬市」と分かる表紙で見やすく、手に取りやすいデザインとなっているか

	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の魅力を発信し、誘客が期待出来る内容となっているか ・市内での周遊性を高め、滞在時間の延長が期待出来る内容となっているか ・各区の観光情報等をバランスよく紹介する内容となっているか
企画の独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載されていない活用可能な提案や、独創的な工夫があるか
プレゼンテーション及びヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験が備わっており、説明に説得力があるか。 ・業務に対する意欲を感じられるか。 ・質問に対して的確な回答となっているか。
参考見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・経費の積算が適正であり、廉価であるか。

(4) 審査結果の通知等

- ① 審査結果は、提案者全員に対し、令和8年5月下旬に結果通知を送付する。
- ② 受託候補者に特定されなかった事業者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に書面にて説明を求めることができる。
- ③ 結果等に対し、提案者の異議申し立ては一切認めないものとする。

10 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、参加者の資格を取り消すものとする

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要項等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- (5) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、本要項に違反すると認められる場合

11 契約の締結について

- (1) 「9 審査方法・審査基準」により選定され受託候補者と業務仕様及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。
- (2) 本プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、受託候補者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

- (3) 業務委託料については、委託料上限額の範囲内で、契約の交渉により確定した額を業務委託料とする。
- (4) 受託候補者との協議において、両者が合意に至らなかった場合または特別な理由により契約締結が出来ない場合、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の協議を行う。なお、契約を辞退したことにより、以後の選定、競争入札について不利益な取り扱いを受けるものではない。

1 2 その他特記事項

- (1) 本プロポーザルに要した全ての費用は当該提案者の負担とする。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、「参加辞退届」(様式第5号)を提出すること。
- (3) 提出書類で用いる言葉は日本語とし、通貨単位は日本円とする。
- (4) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。ただし、審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 提出された書類について情報公開請求があった場合は、南相馬市情報公開条例(平成18年南相馬市条例第22号)に基づき、公開することがある。
- (7) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (8) 提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格者名簿に登録されていても指名を見合わせることもあるため留意すること。
- (9) 参加申込書の提出以降に指名停止となった場合は、以後のプロポーザルに関する手続きの参加資格を失うものとする。

1 3 入札参加資格申請受付に関する事項

- (1) 申請に必要な書類及び申請方法
「令和7・8年度南相馬市入札参加資格審査申請の手引(物品・役務の提供)」を確認のうえ、申請書類を「(5)提出先及び問い合わせ先」まで持参又は郵送すること。「申請書」及び「申請の手引き」については、本市ホームページからダウンロードすること。
- (2) 申請受付期間
令和8年4月13日(月)から令和8年4月24日(金)午後5時(必着)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- (3) 申請受付時間
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)
- (4) 申請に関する留意点
申請の際は、「南相馬市観光ガイドブック制作事業業務委託プロポーザル」

に関する申請書提出である旨を明記すること。

(5) 提出先及び問合せ先

〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地

南相馬市総務部財政課契約係（南相馬市役所本庁舎3階）

TEL：0244-24-5225 FAX：0244-24-5214